

VIII 技術者基準日額

令和8年3月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額、施設機械工事等の労務単価について

〔 令和8年2月25日7農振第2597号
農村振興局長から各地方農政局長あて 〕

このことについて、別紙のとおり決定し、令和8年3月1日から適用することとしたので通知する。

また、令和8年3月31日までに新たな単価の決定を行わない限り、令和8年4月1日以降もこの単価を引き続き適用することとする。

なお、貴局管内の各都道府県に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

(別 紙)

1 調査設計業務等の技術者基準日額（令和8年度）

(1) 設計業務関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比 (%)
主任技術者	90,300	55
技師長	82,800	55
主任技師	70,900	55
技師 A	62,600	55
技師 B	49,300	55
技師 C	42,500	55
技術員	36,700	55

(2) 測量業務関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比 (%)
測量主任技師	61,000	60
測量技師	52,700	55
測量技師補	41,300	60
測量助手	37,700	55
測量補助員	29,600	55
操縦士	62,000	65
整備士	44,200	60
撮影士	51,600	60
撮影助手	38,100	55
測量船操縦士	42,000	55

(3) 地質、土質調査業務関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比 (%)
地質調査技師	58,300	65
主任地質調査員	45,500	65
地質調査員	35,200	65

※「割増対象賃金比」とは、技術者基準日額に占める「基本給相当額＋割増の対象となる手当」（割増賃金の基礎となる賃金）の割合である。

※技術者の職種に関する定義等については、国土交通省設計業務等標準積算書（参考資料）に示す内容による。

(4) 記録映像製作業務関係

技術者の職種	基準日額(円)	適用
プロデューサー	62,600	(設計)技師A相当
製作主任	41,300	(測量)技師補相当
シナリオライター	61,000	(測量)主任技師相当
演出者	61,000	(測量)主任技師相当
撮影技師	61,000	(測量)主任技師相当
録音技師	52,700	(測量)技師相当
照明技師	52,700	(測量)技師相当
助手	41,300	(測量)技師補相当

※各技術者の職種における割増対象賃金比及び旅費算定の公務員相当級については、適用欄に記載の職種のものを適用する。

2 施設機械工事等の労務単価（令和8年度）・・・ 内容省略

